

商工建設常任委員會資料

令和 7 年 1 月 4 日

商工觀光勞動部

目 次

1 その他報告事項

(ページ番号)

- 「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について

03-06

1 その他報告事項

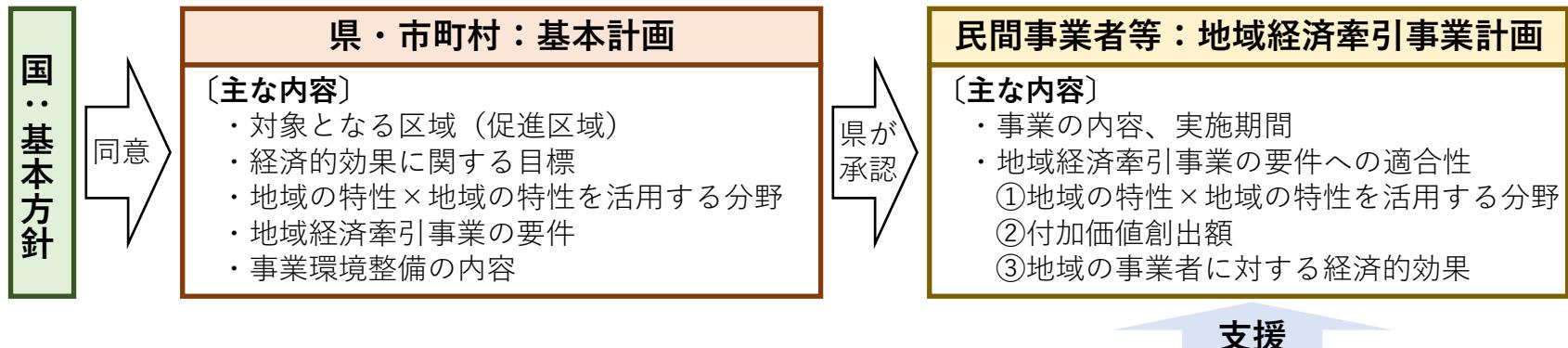
（「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について）

「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について

企業振興課

1 地域未来投資促進法の概要（基本計画の策定根拠）

- ◆ 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者の取引拡大、受注機会の増大等の経済的効果をもたらす「地域経済牽引事業」を促進することが目的
- ◆ 国の基本方針に基づき県・市町村は基本計画を策定し、国が同意
※本県では、県・市町村等で構成する「宮崎県地域経済牽引事業促進協議会」において策定
- ◆ 基本計画に基づき民間事業者等は「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事が承認



〔主な支援内容〕

- ① **税制優遇**（地域未来投資促進税制）
承認計画に基づく建物や機械などの設備投資に対し、法人税の特別償却(最大50%)または税額控除(最大6%)
- ② **地方税の減免**
県・市町村の条例に基づき、新たに取得した固定資産税や不動産取得税の課税免除など
- ③ **金融支援**
日本政策金融公庫や信用保証協会による金融支援 など

1 その他報告事項

（「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について）

2 基本計画の概要

恵まれた自然環境、豊かな特産物や観光資源、医療機器関連産業などの産業集積、半導体など先端技術推進体制、産業デジタル推進体制等の地域特性を活用した、「フードビジネス」、「成長ものづくり」、「デジタル」、「ゼロカーボン関連産業」、「林業・木材産業」、「流通関連業」、「観光・スポーツ」の各分野において、国、県及び市町村の制度などを活用しながら地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の活性化を図っていく。

（1）計画期間と促進区域

- ①計画期間：令和6年度～令和10年度
- ②促進区域：宮崎県内全域

（2）経済的效果の目標

- ①地域経済牽引事業の新規承認件数： 80件
- ②事業による付加価値額※増加分 : +110億円

（3）地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

- ①フードビジネス分野
- ②成長ものづくり分野
(医療機器、自動車、航空機、半導体等)
- ③デジタル分野
- ④ゼロカーボン関連産業分野
- ⑤林業・木材産業分野
- ⑥流通関連業分野
- ⑦観光・スポーツ分野
(①～⑦のいずれか)

【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：3,730万円以上

【要件3：いずれかの経済的效果が見込まれること】

- ・取引額：10%増加
- ・雇用者数：1%増加
- ・売上げ：24%増加
- ・雇用者給与等支給額：6%増加

※付加価値額：売上高－費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）+給与総額+租税公課

1 その他報告事項

（「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について）

3 基本計画の一部変更

（1）背景（税制改正）

令和7年度税制改正により、地域未来投資促進税制の優遇措置における上乗せ類型Aに、以下の要件が新たに追加

対象資産		特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	上乗せ類型B	50%	6%
	上乗せ類型A	50%	5%
	通常類型	35%	4%
建物・付属設備・構築物		20%	2%

（適用要件）

①② [略]

③【新規追加】

地域経済の成長発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること

上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資收益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出

（2）変更のポイント（指定業種の追加）

- 今般の税制改正に伴い、基本計画に定めた地域の特性（7つの促進対象分野）の範囲内において、地域経済の成長発展に特に資する業種を日本標準産業分類の中分類ベースで最大3個まで指定可
- 指定業種は、次の①～③の要件を満たす必要（各指標は経済センサス等の公的統計を活用）

- ① 付加価値額の伸び率が全国平均+5%以上、もしくは、県内の総付加価値額に占める割合が全国平均+1%以上
- ② 売上高、従業者数、給与総額のいずれかが、伸び率10%以上
- ③ 関連する産業ビジョン等が定められていること

1 その他報告事項

（「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について）

3 基本計画の一部変更（つづき）

（3）指定業種の追加

要件を満たす業種のうち、事業所数、事業従事者数、事業従事者1人当たり付加価値額を勘案し、下記の3業種を指定。令和7年9月25日、国の同意を受けた。

指定業種	食料品製造業 (①フードビジネス分野)	木材・木製品製造業(家具を除く) (⑤林業・木材産業分野)	道路貨物運送業 (⑥流通関連業分野)
指定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本県製造品出荷額等の2割超を占める主要産業 農業や水産業等の関連産業※も恩恵を受けやすい <p>(関連計画：みやざきフードビジネス振興構想)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年時点で製品出荷量が全国2位 スギ素材生産量が平成3年から令和6年まで34年連続日本一、林業は本県の主要産業の一つ <p>(関連計画：宮崎県森林・林業長期計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都城一志布志道路の開通や、運転手の残業規制に伴う物流拠点や配送センターなど道路貨物用の大型投資案件の増加が見込まれる <p>(関連計画：宮崎県交通・物流ネットワーク戦略)</p>
現行計画での承認状況	<p>承認件数：4件 付加価値額増加分：20.3億円 (参考：第1期計画) 22件・27.6億円</p>	<p>承認件数：1件 付加価値額増加分：0.6億円 (参考：第1期計画) 7件・28.1億円</p>	<p>承認件数：6件 付加価値額増加分：25.2億円 (参考：第1期計画) 8件・25.2億円</p>
これまでの承認事業例	<p>A社（ビール類製造業） 県産大麦、ホップを活用したビール・発泡酒の開発・製造・販売事業</p> <p>B社（部分肉・冷凍肉製造業） 肉用牛の輸出拡大に向けた輸出対応型食肉加工施設（と畜場）の設置事業</p>	<p>C社（建築用木製組立材料製造業） 国産・県産材の安定供給制度の構築・木材利用促進事業</p> <p>D社（木材チップ製造業） 県産木材を活用した製紙用及び燃料用木材チップの製造及び販売事業</p>	<p>E社（一般貨物自動車運送業） 高速道路等交通インフラやカーフェリーを活用した南九州エリアにおける物流拠点整備事業</p> <p>F社（特別積合せ貨物運送業） 自動仕分け機、AI配車システムによる労働生産性向上、販路拡大事業</p>

※関連産業：指定業種の事業者と直接取引を行う事業者も一定の要件を満たせば、優遇措置の対象となる。